

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和5年4月3日

株式会社イトーキ

合併に係る事後開示書面

当社は、令和4年11月28日付けで株式会社イトーキ北海道との間で締結した合併契約に基づき、令和5年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社イトーキ北海道を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。当社は、吸収合併存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき下記のとおり開示致します。

1. 吸収合併が効力を生じた日 令和5年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過
 - (1) 差止請求
吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の買取請求
吸収合併消滅会社である株式会社イトーキ北海道に対し、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していません。
 - (4) 債権者の異議
吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。
なお、吸収合併消滅会社は令和4年12月19日付で官報に公告を行うとともに、同日付日刊工業新聞にて債権者に対し催告を行いました。
3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過
 - (1) 差止請求
吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の買取請求
吸収合併存続会社である当社に対し、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
 - (3) 債権者の異議
吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。
なお、吸収合併存続会社は令和4年12月19日付で官報に公告を行うとともに、同日から電子公告をもって債権者に対し催告を行いました。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、本合併の効力発生日である令和5年4月1日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社イトーキ北海道からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおり
6. 吸収合併の変更の登記をした日 令和5年4月3日
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項 該当事項はありません。

令和5年4月3日

大阪府中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトーキ

代表取締役 湊 宏 司



吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

令和4年12月19日

株式会社イトーキ北海道

吸収合併に係る事前開示書面(吸収合併消滅会社)

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり株式会社イトーキ（本店 大阪府中央区淡路町一丁目6番11号）（以下「甲」という。）を存続会社とし、株式会社イトーキ北海道（本店 札幌府中央区大通西三丁目七番地北洋大通センタービル）を消滅会社とする吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約の内容

別添の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性及び割当ての相当性に関する事項

本合併に際しては、乙の株主に甲の株式その他の資産の割当てを行わず、また、本合併により甲の資本金および準備金は増加しませんが、いずれにしても、甲が乙の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しています。

3. 新株予約権の定めに関する事項

乙は、新株予約権を発行していません。

4. 計算書類等に関する事項

- ① 甲及び乙の計算書類等は別添のとおりです。
- ② 甲及び乙において最終事業年度の末日以降、財産の状況に重要な影響を与える事象等はそれぞれ発生していません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生時における甲の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後における甲の収益状況について、債務の履行に支障をきたす事態は、現在のところ予測されていません。従って、本吸収合併後における甲の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示致します

令和4年12月19日

札幌府中央区大通西三丁目7番地北洋大通センタービル
株式会社イトーキ北海道
代表取締役 伊藤 努





合 併 契 約 書

株式会社イトーキ（本店 大阪府中央区淡路町一丁目6番11号）（以下「甲」という。）と株式会社イトーキ北海道（本店 札幌市中央区大通西三丁目7番地北洋大通センタービル）（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併当事者として、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び本店）

第2条 甲及び乙の商号及び本店は、次のとおりである。

- (1) 甲 : 吸収合併存続会社
商号：株式会社イトーキ
本店：大阪府中央区淡路町一丁目6番11号
- (2) 乙 : 吸収合併消滅会社
商号：株式会社イトーキ北海道
本店：札幌市中央区大通西三丁目7番地
北洋大通センタービル

（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の完全親会社であるので、乙の株主に対して一切の合併の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等に関する事項）

第4条 前条により、合併後の甲の資本金及び準備金の額等は増加しない。

（合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（合併契約承認決議）

第6条 効力発生日の前日までに、甲は取締役会を、乙は株主総会をそれぞれ開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する承認を求める。

（会社財産の引継）

第7条 甲は、効力発生日において乙の一切の資産、負債及び権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理

者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引継ぎ、引き続き雇用するものとする。なお、詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(解散費用)

第10条 乙の解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第11条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状況、経営状態に重要な変動を生じたときもしくは重大な瑕疵が発見されたときには、甲乙協議の上合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第12条 本契約は、第6条に定める取締役会及び株主総会の承認を得ることができない場合には、その効力を失うものとする。

(本案約規定以外の事項)

第13条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2022年 11月 28日

(本店) 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
(甲) (商号) 株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏 司



(本店) 札幌市中央区大通西三丁目7番地
北洋大通センタービル
(乙) (商号) 株式会社イトーキ北海道
代表取締役 伊藤 努



決算報告書

(第 59 期)

自 2021年 1月 1日
至 2021年 12月 31日

株式会社イトーキ北海道

札幌市中央区大通西 3 丁目 7 番地

貸借対照表

2021年 12月 31日

(当期会計期間末)

株式会社イトーキ北海道

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 1,073,513,401 】	【流動負債】	【 503,120,218 】
現金	2,357,456	支払手形	305,719,756
当座預金	128,459,169	買掛金	148,991,273
普通預金	149,915,311	リース債務	2,138,400
通知預金	10,000,000	未払金	3,783,600
定期預金	305,094,462	未払費用	10,299,441
受取手形	132,864,758	未払法人税等	20,753,600
売掛金	345,926,633	未払消費税	8,795,300
仕掛品	1,527,900	前受金	159,700
前払費用	880,000	預り金	2,129,148
立替金	87,712	役員賞与引当金	350,000
貸倒引当金	△3,600,000	【固定負債】	【 82,713,957 】
【固定資産】	【 44,878,044 】	長期リース債務	3,029,400
(有形固定資産)	(15,393,923)	従業員退職給付引当金	3,610,880
建物	9,111,316	預り保証金	76,073,677
建物付属設備	5,275,183	負債合計	585,834,175
車両運搬具	6,840,955		
工具、器具及び備品	15,349,819		
有形リース資産	9,900,000	純資産の部	
建物減価償却累計額	△5,831,357	科 目	金 額
建物付属設備減価償却累計額	△4,513,560	【株主資本合計】	【 532,557,270 】
車両運搬具減価償却累計額	△6,356,295	資本金	40,000,000
工具、器具及び備品減価償却累計額	△9,267,138	【利益剰余金】	【 492,557,270 】
有形リース資産減価償却累計額	△5,115,000	利益準備金	10,000,000
(投資その他の資産)	(29,484,121)	(その他利益剰余金)	(482,557,270)
出資金	60,000	別途積立金	50,000,000
繰延税金資産	7,312,130	繰越利益剰余金	432,557,270
預託金	37,640		
敷金	25,148,480	純資産合計	532,557,270
資産除去債務 (敷金)	△3,074,129	負債純資産合計	1,118,391,445
資産合計	1,118,391,445		

損 益 計 算 書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社イトーキ北海道

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	1,784,209,327	
売上割戻し高	4,232,823	1,779,976,504
【売上原価】		
仕入高	1,428,827,046	1,428,827,046
売上総利益		351,149,458
【販売費及び一般管理費】		253,837,376
営業利益		97,312,082
【営業外収益】		
受取利息	11,592	
受取配当金	2,000	
雑収入	1,795,868	1,809,460
【営業外費用】		
預り保証金利息	397,498	397,498
経常利益		98,724,044
【特別利益】		
固定資産売却益	4,999	4,999
【特別損失】		
固定資産除却損	476,203	476,203
税引前当期純利益		98,252,840
法人税、住民税及び事業税		34,428,973
法人税等調整額		△1,406,646
当期純利益		65,230,513

販売費及び一般管理費明細書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社イトーキ北海道

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	金 額	
役員報酬	840,000	
給与	78,344,170	
出向費	33,107,412	
賞与	35,504,383	
役員賞与	385,000	
退職給付費用	571,336	
中退共掛金	819,000	
法定福利費	17,408,840	
広告宣伝費	146,728	
旅費	3,599,228	
交通費	2,114,936	
車両費	2,738,286	
通信費	3,253,528	
交際費	1,825,799	
販売促進費	4,138,455	
賄費	336,848	
倉庫料	1,020,000	
月極駐車場	2,381,636	
租税公課	581,808	
減価償却費	4,971,511	
外注費	1,230,647	
教育訓練費	540,911	
地代家賃	30,551,040	
諸会費	257,265	
新聞図書費	278,623	
水道光熱費	2,114,516	
事務計算費	1,982,280	
消耗品費	2,387,721	
印刷費	343,847	
備品費	2,798,299	
振替手数料	212,017	
保険料	697,725	
支払リース料	4,057,200	
福利厚生費	1,129,714	
雑費	8,105,297	
現場協力費	13,750	
販売手数料	2,347,620	
貸倒引当金繰入額	700,000	
販売費及び一般管理費合計		253,837,376

株主資本等変動計算書

自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社イトーキ北海道

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	40,000,000
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	10,000,000
(その他利益剰余金)		
別途積立金	当期首残高及び当期末残高	50,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	390,526,757
	当期変動額	△23,200,000
	剰余金の配当	65,230,513
	当期純利益	
	当期末残高	432,557,270
利益剰余金合計	当期首残高	450,526,757
	当期変動額	42,030,513
	当期末残高	492,557,270
株主資本合計	当期首残高	490,526,757
	当期変動額	42,030,513
	当期末残高	532,557,270
純資産合計	当期首残高	490,526,757
	当期変動額	42,030,513
	当期末残高	532,557,270

監査報告書

2021年1月1日から2021年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人及び親会社の関係部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年2月9日

株式会社 イトーキ北海道

監査役 松田 法子

